

輸出国における検疫措置を必要とする植物に係る輸入検疫実施要領(平成10年3月30日付け10農産第2122号農産園芸局長通達)
の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(目的及び定義)</p> <p>第1 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次の植物は前項の植物(規則別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く。)と同等物とみなすものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規則別表1の2の10の項、19の項<u>及び</u>21の項の植物の欄に掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの。</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 規則別表1の2の1の項から9の項まで及び11の項から18の項までの植物の欄に掲げる生植物並びに規則別表2の2の6の項から12の項まで、15の項、18の項、19の項、21の項、<u>32の項及び43の項</u>の植物の欄に掲げる生植物であって、試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入され、これまでの項に掲げる検疫有害動植物が付着しない状態で輸入される植物は、検疫措置要求植物に該当しないものとする。</p> <p>10 (略)</p> <p>第2～第5 (略)</p>	<p>(目的及び定義)</p> <p>第1 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>5 次の植物は前項の植物(規則別表1の2に掲げる地域において栽培されたものを除く。)と同等物とみなすものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 規則別表1の2の10の項、19の項<u>から</u>21の項<u>まで</u>及び23の項の植物の欄に掲げる種子であって、これらの項に掲げる地域において栽培地検査を受検せずに遺伝資源研究及び品種特性試験の用途に供する少量のもの。</p> <p>(3) (略)</p> <p>6～8 (略)</p> <p>9 規則別表1の2の1の項から9の項まで及び11の項から18の項までの植物の欄に掲げる生植物並びに規則別表2の2の6の項から12の項まで、15の項、18の項、19の項、21の項及び<u>32の項</u>の植物の欄に掲げる生植物であって、試験管、フラスコ等の中で無菌的に培養かつそれらに封入され、これまでの項に掲げる検疫有害動植物が付着しない状態で輸入される植物は、検疫措置要求植物に該当しないものとする。</p> <p>10 (略)</p> <p>第2～第5 (略)</p>

(輸入禁止)

第6 植物防疫官は、第1の4項の植物又は第1の5項の(1)から(3)までの植物が輸入された場合は、法第9条第3項に基づきこれを廃棄するものとする。ただし、当該植物が法第7条第1項ただし書に基づき農林水産大臣の許可を得たものである場合には、「輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱」(平成10年3月30日付け10農産第2441号農産園芸局長通達)により取扱う。植物防疫官は、第3の確認の結果、第2の要求事項を満たしている旨の追記がなされたことを確認した場合、規程に基づき輸入検査を行う。

第7・第8 (略)

別記1 (第2関係)

規則別表1の2に掲げる植物に関する輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要求事項
1～13 (略)	(略)
14 <u>Bretziella fagacearum</u> (ナラ類しおれ病菌)	(略)
15～19 (略)	(略)
20 削除	削除

(輸入禁止)

第6 植物防疫官は、第1の4項の植物又は第1の5項の(1)から(3)までの植物が輸入された場合は、法第9条第2項に基づきこれを自ら廃棄し、又はこれを所持している者に対して廃棄を命ずるものとする。ただし、当該植物が法第7条第1項ただし書に基づき農林水産大臣の許可を得たものである場合には、「輸入禁止品に関する農林水産大臣の輸入許可手続実施要綱」(平成10年3月30日付け10農産第2441号農産園芸局長通達)により取扱う。植物防疫官は、第3の確認の結果、第2の要求事項を満たしている旨の追記がなされたことを確認した場合、規程に基づき輸入検査を行う。

第7・第8 (略)

別記1 (第2関係)

規則別表1の2に掲げる植物に関する輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要求事項
1～13 (略)	(略)
14 <u>Ceratocystis fagacearum</u> (ナラ類しおれ病菌)	(略)
15～19 (略)	(略)
20 <u>Pantoea stewartii subs p. stewartii</u> (トウモロコシ萎ちよう細菌病菌)	<u>採種用の親植物について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認し、その旨</u>

21・22 (略)	(略)
23 削除	削除
24 (略)	(略)

別記 2 (第 2 関係)

規則別表 2 の 2 に定める基準の実施に関する輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要求事項
1～41 (略)	(略)
42 <u>Bretziella fagacearum</u> (ナラ類しおれ病菌)	培養資材及び根回りの被覆の用に供する資材について、71℃以上で 75 分間以上の熱処理を受けたことを処理した日付とともに検査証明書の所定の欄に記載し、かつ、当該熱処理を実施して本菌に侵されていないこ

	を検査証明書に追記すること。
21・22 (略)	(略)
23 <u>Broad bean true mosaic virus</u> (ソラマメトウルーモザイクウイルス)	採種用の親植物について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本ウイルスの発生がないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。
24 (略)	(略)

別記 2 (第 2 関係)

規則別表 2 の 2 に定める基準の実施に関する輸出国への要求事項

検疫対象有害動植物	要求事項
1～41 (略)	(略)
(新設)	(新設)

<p>43 <u>Pantoea stewartii subsp. stewartii</u> (トウモロコシ萎ちょう細菌病菌)</p>	<p><u>とを検査証明書に追記すること。</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>
	<p>(1) 種子について</p> <p><u>次のいずれかの措置を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u></p> <p><u>ア 採種用の親植物について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認すること。</u></p> <p><u>イ 採種用の親植物又は種子について、PCR 法等の適切な遺伝子学的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認すること。</u></p> <p><u>(ア) 親植物の検定は、無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について</u></p>		

行うこと。

(イ) 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した460粒について、最大100粒ずつ行うこと。

なお、同一の荷口単位に含まれる種子が4,600粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の10%を抽出し検定に供すること。

(2) テオシント及びトウモロコシの生植物について

次のいずれかの措置を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

ア 媒介昆虫の防除が十

分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないことを確認すること。

イ 生育期間中又は輸出前までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認すること。

(3) サトウキビ属植物の生植物について

次のいずれかの措置を行って本細菌に侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

ア 媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本細菌の発生がないこと

	<p><u>を確認すること。</u></p> <p><u>イ 生育期間中に、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、PCR 法等の適切な遺伝子的手法による検定を行って本細菌に侵されていないことを確認すること。</u></p>		
<p><u>44 Broad bean true mosaic virus (ソラマメトウルーモザイクウイルス)</u></p>	<p><u>(1) 種子について</u></p> <p><u>次のいずれかの措置を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。</u></p> <p><u>ア 採種用の親植物について、媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本ウイルスの発生がないことを確認すること。</u></p> <p><u>イ 採種用の親植物又は種子について、ELISA 法</u></p>	<p>(新設)</p>	<p>(新設)</p>

等の適切な血清学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認すること。

(ア) 親植物の検定は、無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について行うこと。

(イ) 種子の検定は、輸出までに、国際種子検定協会が定める国際種子検査規程の抽出方法に準拠した方法で同一の荷口単位から無作為に抽出した 4,600 粒について、最大 100 粒ずつ行うこと。

なお、同一の荷口単位に含まれる種子が 46,000 粒未満の場合、当該荷口単位に含まれる種子数の 10%を抽出し検定に供すること。

(2) 生植物について

次のいずれかの措置を行って本ウイルスに侵されていないことを確認し、その旨を検査証明書に追記すること。

ア 媒介昆虫の防除が十分に行われたほ場で栽培され、生育最盛期に栽培地検査を行って本ウイルスの発生がないことを確認すること。

イ 生育期間中又は輸出前までに、同一の荷口単位から無作為に抽出した植物及び病徴の疑われる植物について、ELISA 法等の適切な血清学的手法による検定を行って本ウイルスに侵されていないことを確認すること。

附 則

この改正は、植物防疫法施行規則の一部を改正する省令（令和4年農林水産省令第18号）の施行の日から施行する。